

2020年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界中の経済が同時にストップするなど、グローバル経済が生み出した諸矛盾を浮き彫りにし、また公共への支出を縮小してきた新自由主義的改革は、医療崩壊による悲劇の拡大に加えて、経済崩壊は貧困層を一層悲惨な状況に追いやっています。日本でも、国民生活、医療・介護の危機を招き、社会保障・公衆衛生の脆弱さを明らかになり、改善は喫緊の課題となっています。

いま世界的に社会・政治の在り方が問い直されており、日本もその例外ではありません。コロナ危機を乗り越えた後の日本の展望は、社会保障を拡充し「格差と貧困」を克服する社会に向かうことが望まれます。

安倍政権のもとで社会保障予算は 2013 年度以降の 7 年間で 4.3 兆円もの削減を強いられてきましたが、2020 年以降もさらなる負担増や給付削減の計画が進められようとしています。医療では「75 歳以上の窓口負担の原則 2 割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増、介護では「要介護 1・2 の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などは、今年度は国民の反対によって強行できませんでしたが、2021 年度以降進められようとしています。

コロナ禍を教訓にするならば、これまでの社会保障制度の縮小・予算削減ではなく、いのちと健康を優先して守る政策への転換こそが求められます。

私たちは、41年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(回答)

平成31年度及び令和2年度において、低所得段階1から3段階については、公費により介護保険料の軽減を行っています。

所得段階	H30 [2018]	H31/R1 [2019]	R2 [2020]	国 (上限)
第1段階	0.45	0.375 (△0.075)	0.3 (△0.075)	0.3
第2段階	0.58	0.505 (△0.075)	0.43 (△0.075)	0.5
第3段階	0.7	0.675 (△0.025)	0.65 (△0.025)	0.7

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

(回答)

新型コロナウイルス感染症以外の影響により収入が減少した世帯の介護保険料の減免については、豊山町介護保険条例第16条の規定に基づき行っています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免については、国の基準に基づき実施していきます。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

介護保険料の徴収猶予については、令和2年6月議会において、要件に「前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして町長が特に認める事実があること。」を加える条例改正を行っています。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

利用料については、減免制度を設けていません。なお、施設やショートステイを利用される方の食費及び部屋代については、所得に応じて負担軽減を行っています。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

(回答)

高齢者・介護系の職員（うち介護支援専門員有資格者1名在籍）が各種制度を学び対応しています。地域包括支援センターにおいては、保健師や社会福祉士等、専門知識を有した職員を配置し、各種相談等に対応しています。

②訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

(回答)

本町におきましては、回数制限は行っていません。

(3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)

第7次介護保険事業計画において、2市1町（清須市、北名古屋市、豊山町）で特別養護老人ホームの整備を進めています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(回答)

特例入所については、必要に応じて対応していきます。

★(4) 総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

(回答)

総合事業は、ご本人と相談して、現行相当サービスが必要な方には一方的な押しつけや、期間を区切った卒業をせず、継続した利用ができるようにしています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

(回答)

総合事業費は、第7次介護保険事業計画において必要な財源を確保しています。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(回答)

住民主体サロン活動に対して助成を行っています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

(回答)

平成30年度より介護支援ボランティア事業を実施し、高齢者の閉じこもり予防や生きがい活動の支援をしています。また、住民主体サロンへの出前講座や健康運動指導者などを派遣し、活動を支援しています。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修及び福祉用具購入の受領委任払い制度については、既に実施しています。高額介護サービス費の受領委任払い制度については、サービス事業所の過誤請求に

よる取下げ等により決定額が変更になる場合もあることから行っていません。

★④中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

(回答)

町独自の実施は予定していません。国や市町村の動向を注視しながら検討します。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

(回答)

介護支援専門員の試験案内の配付や町広報紙への介護人材育成に関する記事の掲載等、介護人材の確保に向けた啓発を行っています。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

(回答)

町独自の実施は予定していません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)

町独自の制限は予定していません。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条、第7条の15の7、第46条及び第48条の7の規定、豊山町障害者控除対象者認定実施要領に基づき、要介護1以上の方を障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

要介護認定者に対しては、「障害者控除対象者認定書」を郵送しています。

2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

(回答)

所得激減世帯に対しては前年所得200万円以下を減免対象としています。また低所得世帯については軽減制度を設けています。しかし、毎年度、医療費に対する国保税等の収入が大きく不足し、その不足分を一般会計から繰り入れている現状を考えると国保税を引き下げることや法定外繰入額の増額は困難だと考えます。

- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(回答)

18歳未満の子どもを均等割の対象外とすることは困難です。

- ★③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については、国の基準に基づき実施しています。

- ★④新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

(回答)

傷病手当金は、国の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により業務に従事できない期間の給与補償がされない被用者に対し支給します。

- ★⑤資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

(回答)

資格証明書は現在、発行していません。

- ★⑥保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(回答)

滞納がある世帯には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応していきます。差押えは悪質な滞納者に対する最終的な手段と考えています。

- ⑦一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)

一部負担金の減免制度について活用できる水準と考えています。また、町発行の「暮らしの便利帳」にて周知しています。

⑧70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(回答)

簡素化できるところは行っています。高齢者の高額療養費の申請については、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、初回申請のみとする運用をしています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

(回答)

滞納処分(差押)及び納税緩和措置等については、面談を実施するとともに、国税徴収法及び地方税法等の規定に基づき対応しています。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

関係法令に基づき、県福祉事務所と連携し、適切に対応しています。

- ②新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは起こらないようにしてください。

(回答)

関係法令に基づき、県福祉事務所と連携し、適切に対応しています。

- ★③エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。夏期手当を出してください。

(回答)

関係法令に基づき、県福祉事務所と連携し、適切に対応しています。

- ★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実してください。

(回答)

現在の職員体制で十分に対応できていると認識しています。職員研修においては、県社会福祉協議会等が主催する研修会を活用しながら、知識や技術の取得に努めています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

県内市町村の中でも高水準を維持していると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答)

現行の制度(入院・通院とも中学校3年生まで)は、一定の到達点と考えます。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)

精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している方には、一般の病気も対象としています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答)

現在のところ、拡大する考えはありません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答)

現在のところ、実施する考えはありません。

6. 子育て支援について

(1) 市町村で子どもの貧困対策計画を策定して推進してください。

- ① ひとり親世帯等に対する貧困対策援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)を策定してください。また自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

(回答)

豊山町第2期子ども・子育て支援事業計画において、「母子家庭等の自立支援の推進」を1つの施策の方向として定め、6つの事業により総合的な支援をしていくこととしています。

- ② 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)

本町では、豊山小学校に放課後子ども教室を設置し、学校活動終了後の子どもの居場所づくりに努めています。また、町内のNPO法人が実施している「こども食堂」については、広報誌への掲載などを通じて継続的に後援を行っています。

- ③ 子ども子育て支援の産前・産後の家事や育児支援の利用期間は、妊娠中から出産後1年までの期間とし、対象者は、母親だけでなく家族が誰でも利用できるようにしてください。

(回答)

産前・産後の家事、育児支援は現在のところ実施していません。

(2) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答)

就学援助制度の生活保護基準額を見直す予定はなく、1.2倍で実施します。年度途中の申請については、広報により周知しており、転入学者には学校教育課及び学校を通じて申請書類一式を配布しています。入学準備金(新入学児童生徒学用品費)については、平成31年度就学予定者から実施し、大半を新学期開始前に支給しました。今年度も同様の日程を予定しています。

★(3) 子どもの給食費の無償化を実現してください。

- ① 小中学校の給食費を無償にしてください。事情により支払いができない場合、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

(回答)

現在のところ、無償化する考えはありません。

- ② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

(回答)

就学前教育施設については、「年収360万円未満相当世帯」と「全所得階層の第3子以降」を対象に給食費(副食費)の補助を行っています。

保育施設については、町独自施策として第3子以降の副食費を徴収しない算定対象を、国基準の小学校就学前から18歳未満の子どもに拡大しています。

★(4)子どもと職員のいのちと健康を守るために保育施設の抜本的な対策を講じてください。待機児童を解消しすべての子どもが等しく安全で質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、自治体の責任で施策を実施・拡充してください。

①基準ぎりぎりの「詰め込み」はやめてください。配置と面積にかかる基準を自治体独自に上乘せ・拡充し、加配保育士を増やしてください。

(回答)

フリーの保育士を配置するなど、子どもが安全で質の高い保育を受けることができるよう配慮しています。

②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等については、認可保育所と同等の基準を満たすことができるよう支援してください。

(回答)

本町においては、年度当初の待機児童は0人を継続しています。町内に認可外保育施設等はありません。

③保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

(回答)

保育士資格取得費用の補助制度を実施しています。

④公立施設は廃止・民営化・統廃合せず、維持・拡充してください。公私間格差を是正してください。

(回答)

現時点において、公立施設の廃止・民営化・統廃合の予定はありません。

7. 障害者・児施策について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

(回答)

地域生活支援拠点については、尾張中部福祉圏域（清須市、北名古屋市、豊山町）で協議しながら、整備を進めています。また、障害福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づき、実施します。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

(回答)

関係法令に基づき、実施します。

③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

(回答)

関係法令に基づき、実施します。

④居宅介護（ホームヘルプ）利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

(回答)

障害者総合支援法に基づき、実施します。

⑤障害者や障害児に加え、障害認定のない乳幼児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

(回答)

障害者総合支援法に基づき、実施します。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

関係法令等に基づき、実施します。

★⑦障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

(回答)

関係法令等に基づき、実施します。

⑧障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

現在のところ、実施する考えはありません。

⑨安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるように障害福祉の基本報酬を月額払いにするよう国に要請し、自治体でも補助してください。

(回答)

現在のところ、実施する考えはありません。

⑩地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

(回答)

現在のところ、実施する考えはありません。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

これらの感染症については、助成制度を設ける予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(回答)

定期予防接種は自己負担額2,500円で実施しており、引き下げについては考えておりません。任意予防接種については、再開する予定はなく、2回目の接種も対象とする考えはありません。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答)

平成29年度より産婦健診1回を助成しております。2回目の助成については考えておりません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答)

今年度より産婦歯科健診を開始し、妊婦の期間に1回、産婦の期間に1回歯科健診を助成しています。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答)

特に考えておりません。

【2】国に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点为国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

(回答)

特に考えてはいません。また、新型コロナウイルス感染症に関連する施策については、国の基準に基づき実施しております。

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答)

県の助成対象拡大につきましては、県町村会などを通じて要望していきたいと考えます。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(回答)

県独自の基準で国保保険給付費等交付金(特別交付金)を設けていることから特に考えていません。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたすべての医療機関に、通常収益の減少分、およびPCR検査の実施、発熱外来の開設、医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。
- ②すべての医療機関に、新型コロナウイルス感染症に伴って受診抑制などで生じた通常収益の減少分、および感染対策への費用の増加分に対して支援を強めてください。
- ③すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分

を補填してください。また、感染予防等に係る費用の増大分を支援してください。

④地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床の削減をせず、感染症病床を増床し確保してください。

(回答) 町単独での意見書の提出は、特に考えていません。